

提言ドラフト

核被害者援助と国際協力をすすめるにあたって¹

内容

- 1) 「核被害者コミュニティ」の参加枠を新たに創設し、次回締約国会議から核被害者の当事者参加の具体化を図っていくこと.....2
- 2) 1)の被害コミュニティの参加のもとで、核被害者援助に関係する議論を締約国会議のテーマ別討論で積み重ねながら、締約国会議にあわせて「核被害者フォーラム」（仮称）を開催すること.....3
- 3)核被害コミュニティが締約国会議や関連会合に参加できるように、交通費・滞在費の支給制度ともに、かれらが母語で自由に発言ができるように通訳体制を整備していくこと.....4
- 4) 核被害者援助と環境修復および関連する国際協力に関する情報収集制度を改良し、被害者コミュニティを含めて、団体、個人による通報制度を確立すること.....4
- 5) 被害の把握するためにも、核被害地域に足を運び、当事者の体験に学んだり、その思いに直に触れたりする機会をつくるべき.....5
- 6) 国際信託基金の設置にあたっては、被害コミュニティへの還元につとめ、NGO も核被害者援助の国際協力に関わっていけるようにするべき.....5

核兵器禁止条約の第6条、7条に規定されている「核兵器の使用・実験の被害者に対する援助」および「影響を受けた環境の修復」をどう進めていくのか、またかかる「国際協力」をどう実施していけばいいのだろうか。核実験被害国であるザフスタンが議長国となる第3回締約国会議で、「被害者援助および環境修復のための国際信託基金の設置を優先的に検討す

¹ この提言書案は、核兵器をなくす日本キャンペーンの委託により竹峰誠一郎によって「被爆80年核兵器をなくす国際市民フォーラム」（2025年8～9日、東京）に向けて起草された。

る」(Decision 4, TPNW/MSP/2023/14, Annex II) ことが前回の締約国会合で合意されている。この前回会合の合意を踏まえ、今回の締約国会議では、核被害援助と国際協力に向けた議論が進展し、実施に向けた道筋が切り拓かれていくことを切望し、わたしたちはこの提言を提出する。

核被害者の援助と国際協力を進めることは、核被害者を管轄下に抱えているか否か、あるいはこの分野に関心があるか否かを問わず、すべての締約国の利益につながるものである。なぜなら、核被害者の援助と国際協力の実現に向けて締約国会議が尽力することは、人道的アプローチをとる核兵器禁止条約とその締約国会議の価値をさらに高め、普遍化を図っていくことができるからである。核兵器禁止条約をつうじて世界各地の核被害者の存在に光を当てることは、核兵器は戦時使用はもちろんのこと、さらに核兵器を保有すること、開発すること、そのことがもつ非人道性を現実にも即して具体的に示すものとなる。そのことを通じて、核兵器の戦時使用のみを問題とする核抑止論を乗り越えて、核兵器禁止への説得力を高めていくものにもなる。核被害者の援助と国際協力の具現化に向けて核兵器禁止条約の締約国会議が合意を積み重ねていくことは、そのこと自体が、締約国だからこそできる、核兵器禁止条約の第7条に規定されている核被害者の国際協力の実践につながることである。

今年2025年は、広島、長崎の原爆投下から80年であるとともに、核兵器がこの世に誕生してから80年でもある。核被害者援助、環境修復、国際協力とは、核兵器が80年間存在し続けた結果生み出されてきた核兵器が遺してきた問題と向き合うことである。核被害者の援助と国際協力は、これから起こる可能性がある未来の危機への対応ではない。核被害地では切実に求められてきたが、これまで核兵器をめぐる国際的な議論のなかからも兵器にのみ注目され、放置されてきた問題なのである。核被害者の援助と国際協力を始めるのはすでに遅すぎるくらいであるが、それでも、できることから始めていくことが極めて重要である。国際信託基金の仕組み作りは重要であるが、国際信託基金が正式に立ち上がる前段階に、締約国だからこそできることはあることを、この提言は、以下に1)から5)まで示していく。そのうえで6)として国際信託基金の成立に向けた提言を行う。

1)「核被害者コミュニティ」の参加枠を新たに創設し、次回締約国会議から核被害者の当事者参加の具体化を図っていくこと

ウィーン行動計画は第19で、核兵器禁止条約「第6条および第7条の効果的かつ持続可能な実施を進めるために、国際機関、市民社会、影響を受けるコミュニティ (affected communities)、先住民、青年を含む関連する利害関係者(stakeholders)と関わり、協働する。

特に、被害者援助と環境修復のプロセスのすべての段階において、影響を受けるコミュニティと緊密に協議し、積極的に関与し、情報を発信していく」とうたっている。

締約国会議が「影響を受けるコミュニティと緊密に協議し、積極的に関与し、情報を発信していく」ために、核被害者の当事者参加を進めていくために、国、国際機関、NGOとは別に、被害者団体代表、被害地域代表、被害自治体代表らからなる、核被害者コミュニティの参加枠を新設することをわたしたちは提案する。

条約の中で、国家、国際機関、NGOとは別に、関連するアクターの参加が保障されている先例はある。たとえば「気候変動枠組条約」とともに、国際環境条約の双璧をなしている

「生物多様性条約（CBD）」では、政府、国際機関、NGOだけでなく、「先住民族・地域共同体」（IPLCs：Indigenous Peoples and local communities）という参加枠が設定され、かれらの参加が保障されている。本締約国会議で、「核被害者コミュニティ」の参加枠を新たに創設していくことを合意し、そのうえで「核被害者コミュニティ」の参加をいかに保障していくのか、その制度設計にあたっては、生物多様性条約の先例が参考になるだろう。

2) 1)の被害コミュニティの参加のもとで、核被害者援助に関係する議論を締約国会議のテーマ別討論で積み重ねながら、締約国会議にあわせて「核被害者フォーラム」(仮称)を開催すること

締約国会議の場で政府代表やNGOなどから核被害者援助に関して発言がなされることはこれまでもあったが、系統的にまとまって議論する場は未だ作られてはいない。現在すでに生じている核被害をどう受け止め、何をしていくのかという、核被害者援助につながる議論が締約国会議で十分なされてきたとは到底言えない。

第2回締約国会議での決定2では、今後の締約国会議ではテーマ別討論が行われることになっている。このテーマ別討論の一つとして、核被害者援助に関するテーマを継続的に締約国会議の場で設定し、議論を積み重ねていくことを、締約国で合意することを、われわれは求める。

第1回締約国会議で先立ち非人道性会議を開催したように、締約国会議にあわせて、非締約国にも参加を呼び掛けて、核被害者コミュニティが参加し、「核被害者フォーラム」（仮称）を開催することも、わたしたちはあわせて求める。国連の第一委員会決議（A/C.1/79/L.74）に基づき、国連事務総長が呼びかけ2026年の適切な時期に、核被害者支援と環境修復に関する会合が1日だけであるが国連で開催される予定になったことは、大いに注目される。

しかしこの動きが一過性なものに終わらないためにも、締約国会議の場を活かして、核被害者支援と環境修復の議論と合意を積み重ね、実行に移していく仕組み作りが求められる。

「核兵器の使用の被害者（ヒバクシャ）及び核兵器の実験により影響を受ける者」

（TPNW 前文）、および「核兵器その他の核爆発装置の実験又は使用に係る活動の結果として汚染された」（TPNW6条2項）地域の人びとが、締約国の管轄下であるか否かを問わず、幅広く参加し、発言し、交流する場に、核被害者フォーラムはしていく。そうすることで「核被害者フォーラム」は、核被害当事者の参加を保障し、被害コミュニティのエンパワメントに寄与する可能性がある。

3)核被害コミュニティが締約国会議や関連会合に参加できるように、交通費・滞在費の支給制度ともに、かれらが母語で自由に発言ができるように通訳体制を整備していくこと

核被害者の当事者参加を保障していくことは、核被害者支援に向けた国際協力の実践の場としても、核兵器禁止条約締約国会議そのものが機能する道を開くものとなる。ウィーン行動宣言 25 で述べられているように「すべての被害者援助および環境修復、ならびに国際協力および援助活動を、特に利用可能性（accessibility）、包括性（inclusivity）、非差別、透明性の原則に則り、影響を受けるコミュニティと協調して実施」していくうえでの、具体的な実践ともなろう。

かかる費用は信託基金が創設されたときは同基金から捻出されるのが望ましいだろう。信託基金が創設される前までは、議長国が中心として、締約国、国際機関、市民社会が共同して取り組んでいくことだろう。ICANあるいは日本国内では「核なき世界基金」はすでに、核被害者コミュニティが核兵器禁止条約をはじめとする各種会合に参加できるように、財政支援をおこなっていることをあわせて付記しておきたい。

4) 核被害者援助と環境修復および関連する国際協力に関する情報収集制度を改良し、被害者コミュニティを含めて、団体、個人による通報制度を確立すること

前回の締約国会議で、被害者援助や国際協力のために必要な情報を集めるため締約国が情報提供を行うとともに、そのための書式が合意された。しかし実際に情報提供を行った国は、既定の書式に基づくものがNZの1か国のみで、他には合意された書式に基づかない形でカザフスタンによる情報提供がなされただけにとどまっている。

そうした現況のなかで次回会合に向けて、カザフスタン報告（TPNW/MSP/2023/10）のように既存の書式ではない形でも情報報告を改めて求めていく必要がある。当該国が把握している被害の実態や被害者援助の情報共有が、締約国会議に集積していくように、締約国がすすんで協力することが求められよう。

情報提供は、締約国からだけでなく、被害当事者をはじめ、NGO も含めてより幅広く募っていく必要がある。国際人権規約など、多くの人権条約では、条約上保障されている権利が侵害されたと訴える個人（被害者）が加害国を相手として、権利回復・救済を求めて通報する手続きが備えられている。国だけでなく、被害当事者やNGOからの情報提供も受けつけることで、当事者による個人通報制度を創設していくことに寄与していくものである。

5) 被害の把握するためにも、核被害地域に足を運び、当事者の体験に学んだり、その思いに直に触れたりする機会をつくるべき

締約国会議の場で情報を集めたり、被害者コミュニティを招へいしたりすることは重要であるが、ニューヨークやジュネーブの会議の場に呼ぶだけでなく、核被害地域の現場に足を運んで、当事者の体験を聞きながら、核被害とは何か、どう捉えていけばいいのか、核被害援助をめぐるどんなニーズがあるのかなどを、調べることは、被害者援助を進めていくうえでは欠かせない。

広島、長崎の原爆投下であれば、8月6日に広島、9日に長崎にあわせれば、追悼行事もふくめて行われており、一度は訪問をしていただきたい。カザフスタンであれば、初めて核実験が実施された日であり、その40年後に核実験場を閉鎖した日でも8月29日周辺に、セメイの *Stronger than death monument* のある広場をはじめ、記念行事が開かれている。マーシャル諸島であれば、3月1日は核被害者追悼記念日の国の休日となっており、首都マジュロで式典をはじめ関連行事が開かれている。

6) 国際信託基金の設置にあたっては、被害コミュニティへの還元につとめ、NGOも核被害者援助の国際協力に関わっていけるようにするべき

核兵器禁止条約における核被害者の援助は、侵害されている核被害者人権の救済であることに鑑みれば、既存の国際人権保障の制度を参考にして、被害者個人の救済に焦点を当てた制度づくりを進めるべきである。特定の国家が基金の受益者となることは避ける必要がある。そのため基金の活用は、被害コミュニティへの還元を原則にしていくべきである。

日本の被爆者援護法で確立している相談事業に学び、核被害コミュニティからの相談に応じていく体制づくりを基金を活かして進めていくべきである。健康相談、教育・普及、医療福祉活動、継承活動、加害国への要求、訴訟、環境整備などをどう進めていけばいいのか、相談事業を新たに始めることを提案する。相談事業を開設することで、特定の被害コミュニティではなくて、必要とする幅広い被害コミュニティに国際信託基金を還元することができる。

被害者援助を進めていくうえでは、国、あるいは国際機関だけでなく、被害コミュニティ当事者の活動が重要であることは、日本被団協のノーベル平和賞受賞が象徴的に示している。日本の広島、長崎の原爆被害者だけでなく、被害を受けながらも、立ち上がり、声を上げてきた被害者コミュニティは無数にある。そうした被害コミュニティの活動を支えるものに、国際信託基金はしなくては、被害者援助の理念が揺らいでしまう。

被害者コミュニティとともに、NGOによる取り組みも、被害コミュニティの参加を条件に、基金の補助対象としていくべきである。日本国内だけでも、「韓国の原爆被害者を救援する市民の会」、「ヒロシマ・セミパラチンスクプロジェクト」、マーシャル諸島の人たちを支援する「ブンブンプロジェクト」、「原爆被害者相談員の会」、「原爆症認定集団訴訟など弁護士、科学者、医師らの裁判支援」をはじめ、NGOによって核被害者のニーズをくみ取りつつ迅速に対応し、実績を上げてきた。核被害者と顔が見える関係を築くNGOによる被害者支援やそのための国際協力は、被害者援助や国際協力の実効性を確保していくうえでも重要である。